

角 田 令 和 7 年 5 月 号

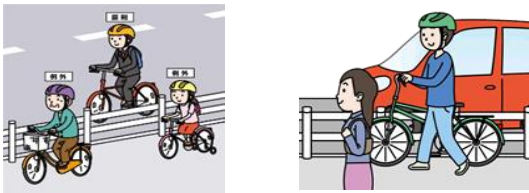
編集・発行
角田駐在所

谷山 浩明

自転車を利用する方へ

自転車は車両です。自転車安全利用五則等の交通ルールを守りましょう！

① 車道が原則、左側通行
歩道は例外、歩行者優先



② 交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認



③ 夜間はライトを点灯



④ 飲酒運転は禁止



⑤ ヘルメットを着用



自転車のスマホ・酒気帯び 罰則が厳しくなりました

① 運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



② 酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金